

## 訪問看護に係る利用料【介護保険ご利用の場合】

### I 利用料

令和6年6月1日より改定

利 用 時 間	利 用 料
20分未満（週1回20分以上の訪問看護を実施していること）	314 単位／回
30分未満	471 単位／回
30分以上60分未満	823 単位／回
60分以上90分未満	1,128 単位／回

### II 営業時間外利用料

利 用 時 間	利 用 料
午前6時～8時、午後6時～10時	上記基本料金+25%
午後10時～午前6時	上記基本料金+50%

### III 加算

加 算 内 容	利 用 料
緊急時訪問看護加算Ⅱ（24時間体制をとっている場合）	574 単位／月
特別管理加算Ⅰ（在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている） （留置カテーテル等を使用している状態）	500 単位／月
特別管理加算Ⅱ（在宅酸素、真皮を超える褥瘡など）	250 単位／月
ターミナルケア加算	2,500 単位
中山間地域等への訪問看護提供加算 旧高岡地区(横川・大能・ 若栗・中戸川・上君田・下君田)	基本料の5%
長時間訪問看護加算(特別管理加算対象者に90分以上の訪問看護)	300 単位
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満 254 単位 30分以上 402 単位
サービス提供体制加算	6 単位／回
退院時共同指導加算	600 単位／回
初回加算Ⅰ	350 単位／月
初回加算Ⅱ	300 単位／月
看護体制強化加算Ⅰ	550 単位／月

特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、緊急時訪問看護加算Ⅱ、中山間地域等提供加算、サービス提供体制強化加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護サービス費は、介護負担割合証に準じて、1割～3割負担となります。

#### IV キャンセル料

- ① 利用者からサービス利用の中止について、前日の午後 5 時までに連絡をいただければ、予定されたサービスを中止または変更ができます。この場合、キャンセル料は発生しません。
- ② 前日の午後 5 時以降のキャンセルについては、利用者に 2,000 円キャンセル料を負担していただきます。

#### V 自費となるもの

衛生材料 経管栄養セット 吸引カテーテルなど  
死後の処置 5,500 円

### 訪問看護に係る利用料同意書

私(意思表示ができない時は代理人)は、安良川訪問看護ステーションからの訪問看護を利用するにあたり、左記の利用料について説明を受けました。

つきましては、貴事業所の訪問看護において、左記のサービスを利用する場合、その支払いに同意いたします。

令和 年 月 日

事業者名 医療法人 愛正会  
代表者名 理事長 横倉稔明  
事業所名 安良川訪問看護ステーション

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

契約者との続柄 \_\_\_\_\_